

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

## 審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
  - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
  - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)  
建築一式工事のうち面積が150m<sup>2</sup>に満たない木造住宅を建設する工事  
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕 〕

## 該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

### ※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <b>民間工事を含む全ての建設工事</b> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <b>全ての公共工事</b> で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

## 規定

- W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について、審査項目に追加する。

※仮に、審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しない

## 具体例

